

憲法に違反し、歴史に逆行する大阪市の「職員の政治的行為の制限に関する条例案」に断固として反対する

1 大阪市・橋下徹市長は、今年7月6日から始まった市議会に「職員の政治的行為の制限に関する条例案」（以下「本条例案」という。）を提出して可決・制定し、同年8月1日から施行しようとしている。しかし、この条例案は日本国憲法に違反するばかりか、歴史に逆行するものである。

2 本条例案の内容は、地方公務員法（以下「地公法」という。）36条2項5号に定められた「条例で定める政治的行為」に関してあらたに10項目を定めるものであるが、以下のようにいくつもの重大な問題をはらんでいる。

まず、同条が条例制定を認めている範囲は、同条1項から3項に制限的に列挙された範囲・種類の行為に関連したより具体的な定めや当該自治体に特有の問題などに限定されるべきであって、本条例案のように政治的行為を包括的・網羅的に規制する条例の制定は権限の濫用・逸脱として許されない。

また、本条例案第2条は、国家公務員法（以下「国公法」という。）102条1項の定めに基づく人事院規則14-7で禁止されている政治的行為のうち、地公法36条1項ないし3項に定められている3号、5号、6号、8号、9号、及び12号に相当する行為以外の10項目の禁止事項を全てあらたに禁止事項と定めている。すなわち、本条例案によれば、大阪市の職員は大阪市内で行う限り、国家公務員と同様、網羅的、包括的に政治的行為が禁止されてしまう。

さらに、本条例案第3条には、大阪市の外で行った行為もその方法によっては大阪市内で行ったとみなすと定めているが、地公法36条2項の「区域」の定めを本条例案で定義付けすることは条例制定の権限を逸脱している疑いがある。

加えて、地公法29条では4種類の懲戒処分が法定されているにも関わらず、本条例案では地公法36条1項から3項に違反して政治的行為を行った場合には、「原則として懲戒処分として免職の処分をする」と定められているのである。

3 日本国憲法で保障された基本的人権は、公務員であっても等しく保障されるべきであり、とりわけ憲法21条で保障された集会、結社及び表現の自由は、民主主義社会において最も基本的で重要な人権として、国家公務員、地方公務員を問わず、当然保障されなければならない。

しかし、本条例案が準拠する国公法は、1948年にアメリカ占領軍の影響下、国会を秘密会として十分な議論もないまま成立した、労働組合活動に対する弾圧立法であり、極めて違憲性の強い法律である。それゆえ、1974年の猿払事件大法廷判決で合憲判決が出た以降も同判決は学会や世論の激しい批判を受け、同

法は長期間にわたって刑事事件に適用されず、事実上死文化していたのである。同判決から30年数年ぶりに国家公務員法違反として訴追された国家公務員による政治ビラ配布事件（堀越事件）において、東京高等裁判所は2010年3月24日、国家公務員法の罰則規定を同事件に適用することは憲法21条1項及び憲法31条に違反すると明言し、無罪判決を言い渡している。

これに対して地公法は、国公法制定時におけるような弊害がない状況で、十分な国民的議論を経たうえで制定された穏当な法律である。その意味で、むしろ国家公務員の政治活動に投網を張るような包括的・網羅的な規制を定める国公法こそ改め、せめて地方公務員並の制限に限定すべきである。

4 このように、大阪市・橋下市長は、国家公務員法及び本条例案の有する重大な問題点を看過している。

大阪市の職員にだけ著しく過大な規制を定めた本条例案第2条は、憲法21条1項に違反するものといわざるを得ない。

同時に、条例に違反した場合「原則として懲戒処分として免職の処分をすること」を定めた本条例案第4条は、違反行為と処分とのバランスを欠き、比例原則を逸脱するものとして、適正手続を定めた憲法31条及び地公法29条に違反する。

さらに、本条例案は、公務員の政治的自由を基本的人権として認め、その規制を緩和してきた歴史に逆行するものとして、到底容認できるものではない。

自由法曹団は、大阪市・橋下徹市長に対して、憲法に違反し、歴史に逆行する本条例案の制定を直ちに止めるよう、断固として要求するものである。

2012年7月7日

自由法曹団団長 篠原義仁